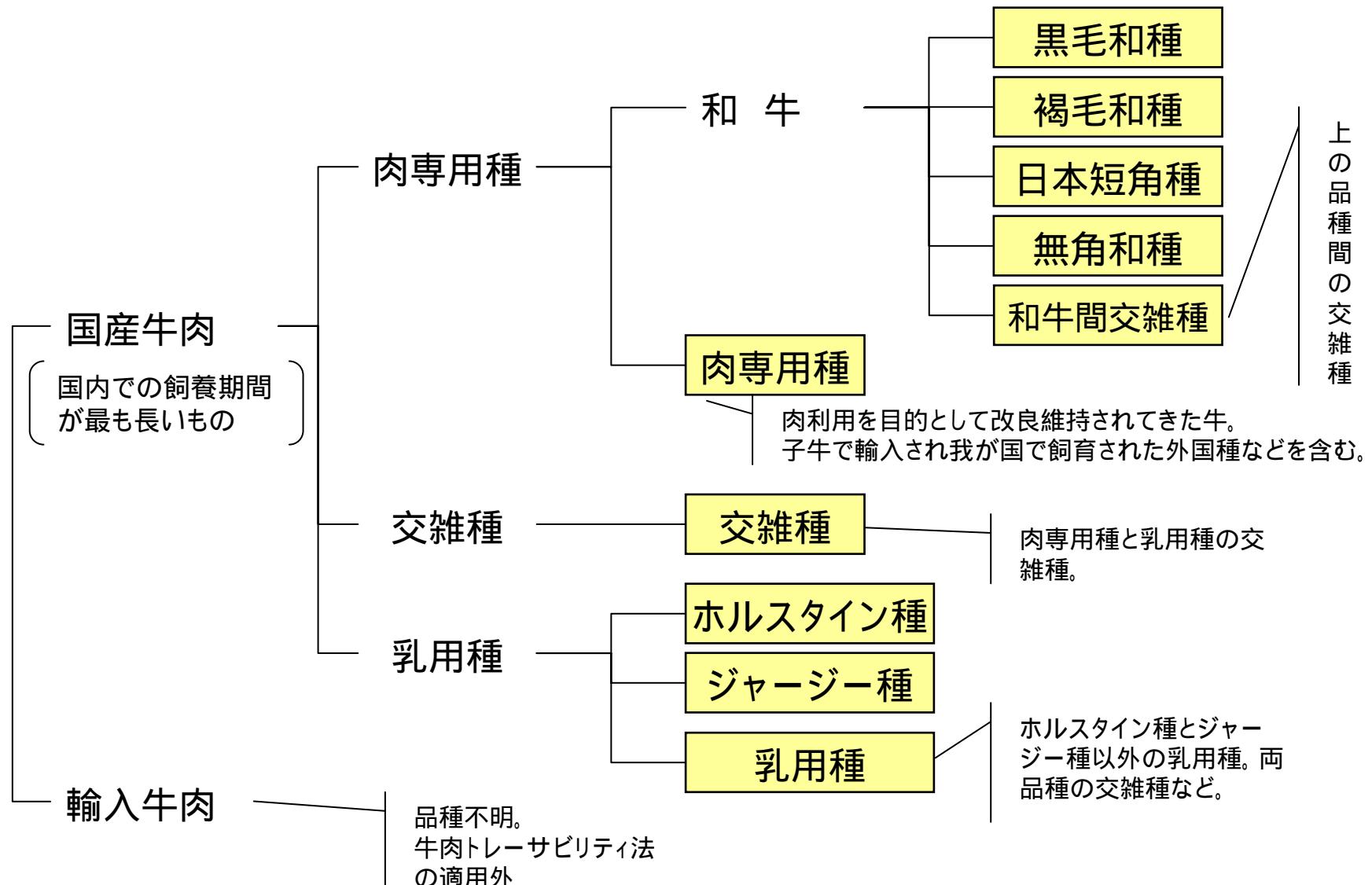


牛肉の表示に関する現状等について

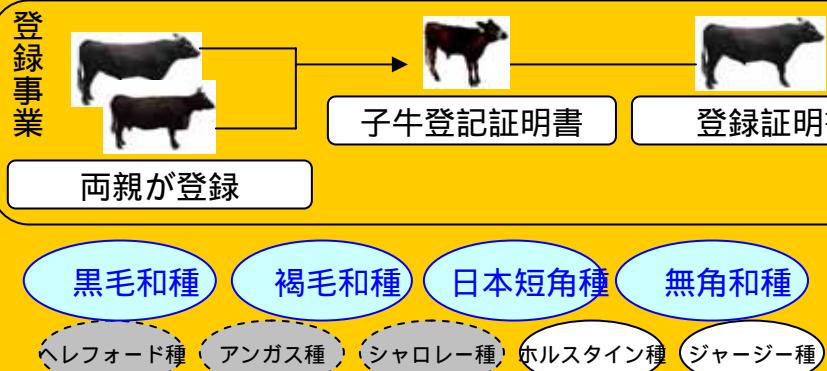
牛(肉)の区分について



注: 文字囲は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛肉トレーサビリティ法)に基づく牛の種別

「和牛」表示の現状

家畜改良増殖法



牛肉トレーサビリティ法

牛個体識別台帳で記録する牛の種別(品種)

- ・種別(品種)は申告主義。
- ・種別(品種)を証明する書類として「子牛登記証明書等」の保管を指導。

個体識別番号

肉専用種

外国種を含む

黒毛和種

褐毛和種

日本短角種

無角和種

と
(と)
の交雑種
(と)
又は
(と)
の交雑種を含む

和牛間交雑種

交雑種

乳用種

ホルスタイン種

ジャージー種

牛の個体識別情報検索サービス

流通段階での確認

食肉卸売市場・産地食肉センター等

左の品種のうち、～の4品種として上場又は販売するには、登記書、登録書等が必要。また、の和牛間交雑種については、血統証明書や種付け証明書等の品種を確認する書類が必要

食肉卸売業者等

和牛として購入、販売

スーパー・マーケット・食肉小売店

和牛として購入、販売

個体識別番号による品種・生産履歴の確認

消費者

個体識別番号の伝達

国産牛肉の表示事例

[黒毛和種]



JAS法上は
「原産地」の表
示が必須事項

[肉専用種]



[交雑種]



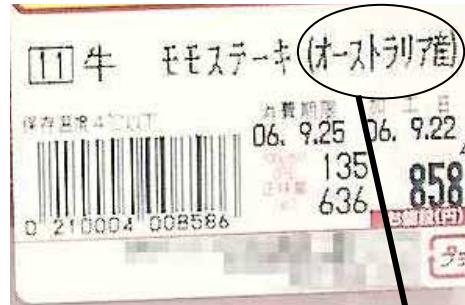
国内で一般的に知られてい
る地名であれば「国産」の表
示を省略することが可能

[ホルステイン種]



参考：輸入牛肉、豚肉、鶏肉の表示事例

[輸入牛肉]



[国産豚肉]



[国産鶏肉]



JAS法上は「原産国」
の表示が必須事項

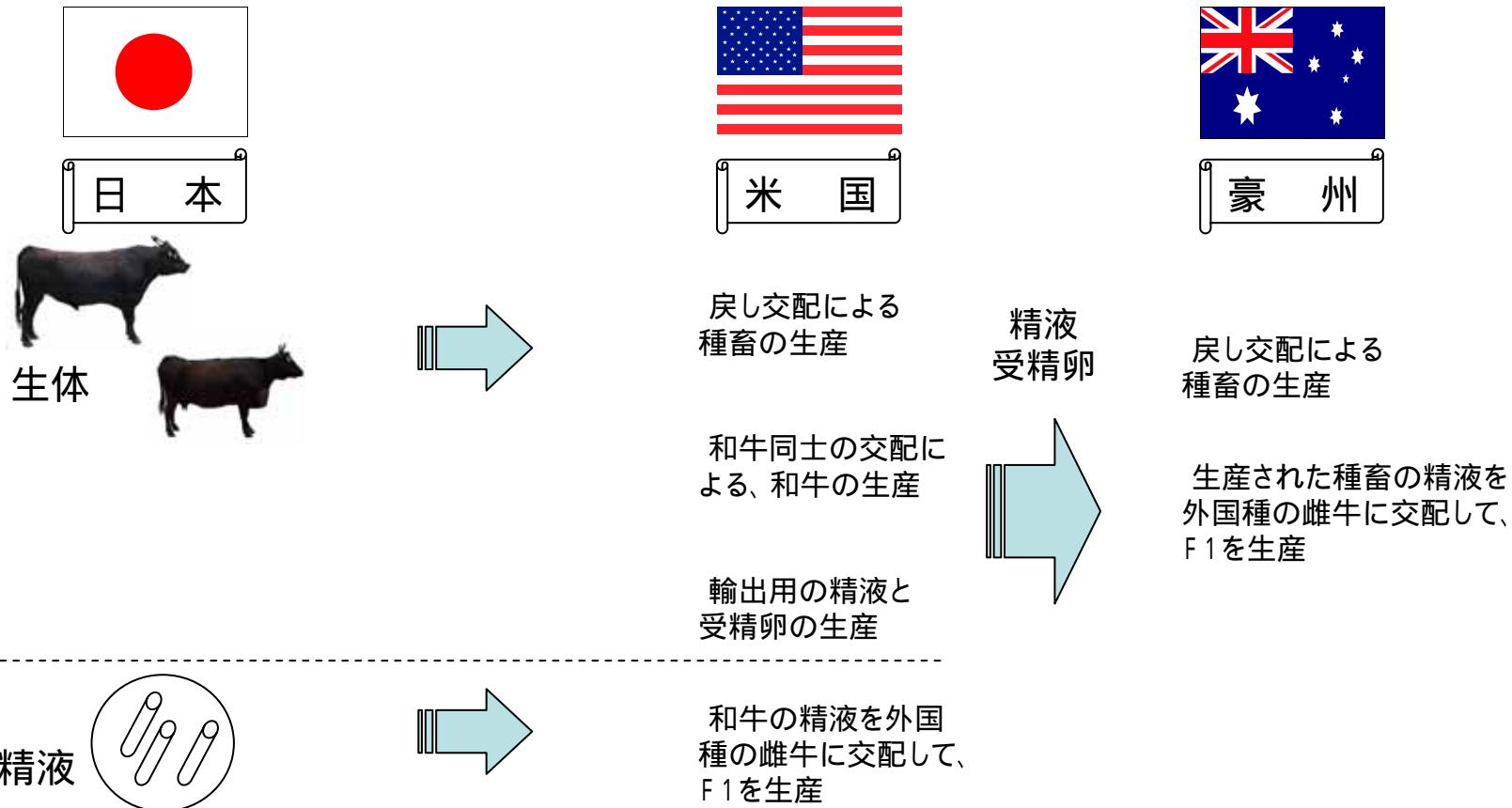
「若どり」は3ヶ月齢未満
の食鶏(食鶏小売規格:
畜産局長通知)



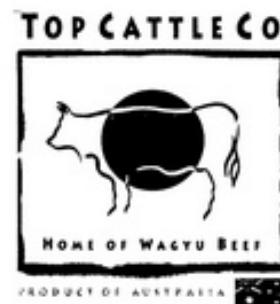
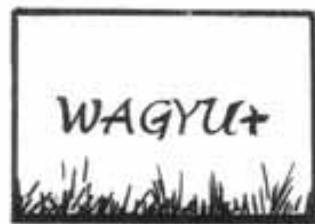
和牛の生体及び精液の輸出について

我が国から米国へ、
H9～10年の間に生体128頭及び精液1万3千本が輸出。
11年度以降、生体及び精液の輸出の実績はない。
米国に輸出された和牛の精液等により増殖され、豪州へ輸出。

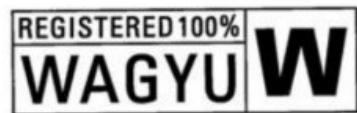
海外における和牛の増殖のイメージ



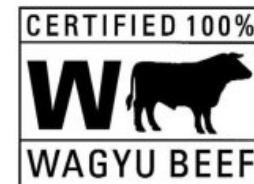
豪州における「wagyū」関連の商標について



米国における「w a g y u」関連の商標について



CERTIFIED WAGYU
BEEF



CERTIFIED WAGYU BEEF

輸入「和牛」の販売状況

海外産「和牛」の輸入販売量を正確に把握することは困難であるため、業界団体を通じて事例調査を実施。

国内販売では「和牛」として販売された事例はほとんどない。

しかし、海外においては、和牛との交雑種が相当数飼養されている模様であり、中には「和牛」と表示されて輸入されている事例もある。

(今回の調査においても「和牛」表示で販売はしていないものの、「和牛」表示で輸入されている事例が3件(3トン)報告されている。)

輸入牛肉に係る「和牛」表示での販売状況

	回答 件数	販売実績		輸入国名	販売数量(t) (概ね1年間)
		あり	なし		
輸入業者	27	0	27		0.0
卸売業者	109	1	108	豪州	1.0
小売業者	315	0	315		0.0

注1)調査対象は 国産「和牛」として仕入れ、国産「和牛」と表示して販売したもの

注2)輸入業者は日本食肉輸出入協会調べ

注3)卸業者は全国食肉業務用卸協同組合連合会調べ

注4)小売業者は全国食肉事業協同組合連合会及び東京都食肉事業協同組合調べ

注5)卸売業者の「あり」は外食用に販売

参考：輸入「黒豚」の販売実績

	回答 件数	販売実績		輸入国名	販売数量(t) (概ね1年間)
		あり	なし		
輸入業者	27	5	22	米国、カナダ	1,996.7
卸売業者	109	6	103	米国、カナダ	14.0
小売業者	316	17	299	米国、カナダ、豪州、 メキシコ、ハンガリー	36.3

注1)調査対象は 国産「黒豚」として仕入れ、国産「黒豚」と表示して販売したもの

注2)輸入業者は日本食肉輸出入協会調べ

注3)卸業者は全国食肉業務用卸協同組合連合会調べ

注4)小売業者は全国食肉事業協同組合連合会及び東京都食肉事業協同組合調べ